

事務連絡
令和8年1月22日

各都道府県教育委員会学校保健主管課
各指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

標記について、令和8年1月21日付け医薬発0121第4号で厚生労働省医薬局長から通知がありました。

については、本内容を御了知の上、必要に応じて関係機関に周知されるようお願いします。

(本件担当)

文部科学省総合教育政策局
健康教育・食育課がん教育推進係
TEL : 03-6734-2931 (直通)

医薬発0121第4号
令和8年1月21日

文部科学省総合教育政策局長 殿

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35
年法律第 145 号)第2条第 15 項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機
器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する
指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成 19
年厚生労働省令第 14 号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第
二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の
用途を定める省令の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第5号)が公布され
たことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写
しのとおり通知しましたので、貴職におかれましては、御了知の上、関係機関への周知
をお願い申し上げます。

写

医薬発0121第1号
令和8年1月21日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第5号)が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる3物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。

- ① 2-(4-イソプロポキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
- ② 1-(2-ジエチルアミノ)エチル-2-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)メチル-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ③ N-シクロプロピル-4-ヒドロキシ-N-メチルトリプタミン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日(令和8年1月 21 日)から起算して 10 日を経過した日(令和8年1月 31 日)から施行する。